

中心市街地活性化支援事業概要(新規事業)

●中心市街地エリアマネジメント推進業務 (13,000 千円)

①タウンマネージャーの派遣

タウンマネージャーを協議会事務局に配置(月 20 日以上勤務、10 ヶ月間)

〔主な業務〕

- ・まちづくり・商業活性化支援
- ・協議会支援
- ・商店街支援
- ・まちづくり組織の機能強化

②エリアマネジメント推進策の検討

中心市街地の魅力向上、賑わい創出のため、デベロップ能力及び店舗運営のノウハウを有する百貨店等と共同し、エリアマネジメント推進策を検討する。

〔業務内容〕

百貨店等のもつデベロップメント能力及びマネジメント能力を活かした手法により、以下の研究を行う。

- ①中心市街地エリアに必要な商業機能の研究
- ②百貨店と商店街の連携方法の研究
- ③大手デベロッパーによるエリアマネジメント推進策の検討

●都心地域大規模商業施設集積促進事業(50,000 千円)

(条件) 都心地域において、次のいずれかの条件を満たす店舗(小売業)の出店

A 店舗面積が 1,000 m²を超えて新規出店する場合

(大規模店舗の新規出店)

B 建物の増改築で、増改築部分の店舗面積が 1,000 m²を超えて営業する場合

(既存施設の新規テナント誘致)

(補助率) 改装費の1/4 (上限 50,000 千円)

他都市事例(制度)

浜松市 (大型商業施設進出支援事業補助金)

前橋市 (大型商業施設出店促進緊急補助金)